

河川愛護活動推進要綱

（目的）

第1 この要綱は、市内の河川・水路において河川愛護団体が行う河川愛護活動に対して必要な事項を定め、河川愛護の思想を広く市民に周知し河川愛護活動の推進を図ることを目的とする。

（河川愛護活動）

第2 この要綱における河川愛護活動とは、市内の河川・水路及び周辺のゴミ等の清掃などの河川美化活動をいう。

（河川愛護団体の認定）

第3 河川愛護団体（以下「愛護団体」という。）の認定を受けようとする団体の代表者は、河川愛護団体認定申請書、河川愛護団体会員名簿、河川愛護活動計画書を河港・21世紀の森推進課（以下「担当課」という。）に提出するものとする。

2 愛護団体は、地域住民を中心に構成されるものとする。

3 愛護団体は、5人以上で構成され、年1回以上の継続的な活動を行う団体とする。

4 担当課は、愛護団体認定の申請書を受理したときは、審査の後、愛護団体の認定を行う。

（河川愛護活動の届出）

第4 河川愛護活動を計画する愛護団体の代表者は、活動実施前に、河川愛護活動計画書により担当課に届出するものとする。

2 河川愛護活動を実施した愛護団体の代表者は、活動実施後、河川愛護活動実施報告書により、担当課に報告するものとする。

（活動支援用品の支給）

第5 担当課は、河川愛護活動を行う愛護団体に対して、次の活動支援用品を支給する。

（1）軍手

・軍手は、団体所属人数に応じて支給できるものとする。

（2）ビニール手袋

・ビニール手袋は、団体所属人数に応じて支給できるものとする。

・使用耐用年数は1年とする。

（3）ゴミ袋（ビニール袋）

- ・ゴミ袋（ビニール袋）は、河川愛護活動計画書に基づき、適正枚数を支給するものとする。

（４）ゴミ袋（土のう袋）

- ・ゴミ袋（土のう袋）は、河川愛護活動計画書に基づき、適正枚数を支給するものとする。

（５）その他

- ・その他、河川愛護活動に必要な支援用品がある場合は、担当課との協議により支給を決定する。

（支給手続き）

第６ 活動支援用品の支給を受けようとする愛護団体の代表者は、事前に河川愛護活動支援用品請求書を担当課に提出するものとする。

（傷害保険への加入）

第７ 担当課は、傷害保険への加入が必要な愛護団体に対して、傷害保険への加入を行う。

（その他）

第８ この要綱の施行に関し、必要な事項は都市整備局長が定めるものとする。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。